

特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）申請手続きの注意点

新規メニューには併給調整がかかる可能性があります

令和4年12月に創設された「特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）」（以下、成長コース）の新規メニューには、「**採用した労働者を人材開発支援助成金（人開金）を活用した訓練と関連した業務に従事させる事業主**」という支給要件があり、人開金の活用が前提となっています。

ただし、人開金のうち賃金助成額は、特定求職者雇用開発助成金（特開金）と併給調整※がかかります。（※どちらか一方の助成金のみしか受給できないこと）

併給調整について

	賃金助成	経費助成
人開金	訓練期間中に支払われた賃金の一部への助成 金額：～960円 （訓練1時間あたり）	訓練経費の一部への助成 助成率30%～75%
特開金	採用された労働者の賃金の一部への助成 90万円～360万円 （短時間以外の場合）	

同一の対象者について、両助成金の受給を希望する場合、**賃金助成は一方のみ支給**

申請書の記入方法

人開金の賃金助成ではなく、**人開金の経費助成と成長コースの賃金助成**の受給を希望する場合は、**人開金の支給申請書**に以下の通り記載してください。

人材開発支援助成金(特定訓練コース・一般訓練コース) 支給申請書
(通常分 回・生産性割増分)

申請日 年 月 日

別添申請額内訳及び必要書類を添付の上申請します。

1	訓練実施計画届の受付番号	
2	雇用保険適用事業所番号	
3	事業所の名称	
4	支給申請額	様式第6号及び7-1号で計算した助成金合計を記載してください。
5	申請に関する担当者 (代理人等の場合は代理人等)	氏名 電話番号
6	同じ訓練や同じ労働者について助成を受けた(予定を含む)国・地方公共団体・事業主団体等の助成金・奨励金・補助金等の申請・受給の有無	有 ・ 無
	有の場合はその名称	特開金(成長コース)(対象者:●●(氏名))

- 支給申請書に上記の記載がある場合は、原則、特開金(成長コース)の審査・支給決定を進めます。審査の結果、不支給となった後に、人開金の賃金助成成分を追加申請することはできません。
- 上記記載がない場合、人開金の賃金助成が先に支給され、**特開金(成長コース)を受給できません。**
- 上の図は人開金の「特定訓練コース・一般訓練コース」の申請書です。人開金の他のコースでも同様の記載欄がありますので、同じように「**特開金(成長コース)(対象者:●●(氏名))**」と記載してください。

早見表

成長コースの支給額（縦）と人開金の「賃金助成」の支給額（横）を比較し、**成長コースの金額の方が高くなる訓練時間がわかる早見表**です。**記載されている訓練時間以下の場合、成長コースの支給額が高くなります。**

なお、**採用日等から6ヶ月以内に訓練を実施・終了した場合**における特開金と人開金の賃金助成額を比較したもののため、これ以外の時期に訓練を実施・終了する場合には、下表とは取り扱いが異なります。詳しくは労働局にお問い合わせください。

		人材開発支援助成金 賃金助成額（訓練1時間当たり）						
		380円	475円	480円	600円	760円	960円	
特定求職者雇用開発助成金 （成長分野等人材確保・育成コース）の合計助成額	45万円	【大・短】 ・高齢者（60～64歳）、母子家庭の母等、生活保護受給者等 ・身体・知的障害者 ・発達障害者、難治性疾患患者 ・重度障害者等	592時間	473時間	468時間	375時間	296時間	234時間
	60万円	【中・短】 ・高齢者（60～64歳） ・母子家庭の母等 ・生活保護受給者等 ----- 【大・短】 ・65歳以上の高齢者	789時間	631時間	625時間	500時間	394時間	312時間
	75万円	【大・一般】 ・高齢者（60～64歳）、母子家庭の母等、生活保護受給者等 ・就職氷河期世代不安定雇用者 ・身体・知的障害者 ・発達障害者、難治性疾患患者 ----- 【中・短】 ・65歳以上の高齢者	986時間	789時間	781時間	625時間	493時間	390時間
	90万円	【中・一般】 ・高齢者（60～64歳）、母子家庭の母等、生活保護受給者等 ・就職氷河期世代不安定雇用者 ----- 【大・一般】 ・65歳以上の高齢者	1,184時間	947時間	937時間	750時間	592時間	468時間
	105万円	【中・一般】 ・65歳以上の高齢者	1,381時間	1,105時間	1,093時間	875時間	690時間	546時間
	120万円	【中・短】 ・身体・知的障害者 ・発達障害者、難治性疾患患者 ・重度障害者等	789時間	631時間	625時間	500時間	394時間	312時間
	150万円	【大・一般】 ・重度障害者等	1,315時間	1,052時間	1,041時間	833時間	657時間	520時間
	180万円	【中・一般】 ・身体・知的障害者 ・発達障害者、難治性疾患患者	1,184時間	947時間	937時間	750時間	592時間	468時間
	360万円	【中・一般】 ・重度障害者等	1,578時間	1,263時間	1,250時間	1,000時間	789時間	625時間

※ 【】内の語句： 中：中小企業 大：中小企業以外 短：短時間労働者 一般：短時間労働者以外

- ・ 人開金（建設労働者技能実習コース）の場合は、訓練時間数にかかわらず、成長コースの支給額の方が高くなります。
- ・ 助成額は、対象者や所定労働時間、企業規模によって異なります。詳しくは、成長コース、人開金それぞれのパンフレットなどをご覧ください。

